

この説によると、今から約三万年より温暖期に向かった地球の気候（アルプス氷河を草原にした）は、約五五〇〇年前に再び寒冷期に、その時より約四八〇〇年経過した鎌倉時代（約七〇〇年前）には、潮位が高かった事実からすれば地球は温暖期であった事が判る。

以上の事実によれば、石器時代が終わってから現代に至る約一万年間の間氷期に、最初の約四五〇〇年は北半球の氷を溶かした温暖期、その後の約四八〇〇年はアルプスを再び氷河で覆った小規模な寒冷期。鎌倉時代より現在に至る七〇〇年の地球は小規模な温暖期で有ることが判った。

#### 参考資料

別府市周知遺跡一覧表

日本人の起源

日本史探訪

歴史でみる日本

大分の歴史

ジャポニカ大辞典

別府大学文学部公開講座

『東北アジアの旧石器と日本人』

## 松井文書「立石一件」について

佐藤 暁

慶長五年の石垣原の合戦を記録したものに、『石垣原合戦記』や『細川藩慶長年間記』『黒田如水石垣原軍記』『大友義統公軍記』『石垣原大友義統與黒田如水取合』などの諸本がある。これ等は石垣原に出陣した者が、合戦の後に見聞したことを記録したものが、石垣原合戦に従軍した者からの聞き書きである。これに比して、熊本大学図書館蔵の「松井文書」なかにある『立石一件』は、当時杵築城に在って石垣原に黒田軍と共に出陣した松井佐渡守康之の記録である。巻中には黒田如水・加藤清正や大坂五奉行の書簡が記録されていて、当時の石垣原合戦への情勢がよく理解できる史料である。

筆者は日出町誌編纂の際に、写真資料を入手して解讀執筆委員に配布したが町誌には僅かしか記載されなかつ

た。その後、再度解読してみると誤讀もあり、写真資料にも二葉の欠落があることが判明した。そこで欠落部分を補って完全な史料とすべく作業を暇々におこなっているが、今回は石垣原合戦の部分のみ抽出して紹介することとした。なお、文字左に々々を附けたものは墨洩、( ) でルビを附したものは地名・人名の解読者の案である。

〔前文省略〕

一 九月十三日五慶長寅刻、如水軒之先勢、杵築城を押し出し候。松井康之儀者、杵築城内之手配を定、同卯刻出軍仕候。康之杵築御加増地為請取罷下候節者、騎馬二十二人召連候得共、右之内七騎者、松井新太郎興長五分遣、関東五出陣仕、残十四騎之内 松井新助・松井与三・村尾勘兵衛・藤村平兵衛・中川下野井口六兵衛・中川伊豫七騎 并 本嶋備後・加藤次右衛門・中川兵助・堀口三四郎等者、杵築城五差置平位助太夫・下津半左衛門・坂本三郎左衛門・坂崎五作左衛門・松井加兵衛・中川五兵衛・本島喜兵衛

近藤孫十郎以上七騎 并 尾崎伊右衛門・中沢藤五郎・中山六

右衛門・生田甚三郎・近藤弥十郎・入江久次・上原

長三郎・田中清三・山田半右衛門前野元兵衛・後藤与三右衛門

堀九右衛門・澁谷和泉父子・朽木勘右衛門・今井惣

兵衛・中山三右衛門・井左弥右衛門・大鳥仁助・遠

藤九兵衛・茶道之梅圓召連申候。有吉四郎右衛門以下之御侍九

騎、以上十六騎ニ而御座候。一時之先後御座候上、

殊ニ長夜ニ而二里程隔り申候ニ付、康之馬を進メ候

得共、殊外難所ニ而手綱を取あをり申候而茂、果敢

行不申、一騎打ニ歩せ申候。時枝平太夫・井上九郎

右衛門等茂、難所ニ而跡勢續不申候ニ付、かんの候を

山と申野山之傍ニ下居申候時、康之初杵築勢迫付申

候。一所ニ下居、康之、井上九郎右衛門・野村市右

衛門兩人五申候ハ、昨日於杵築如水軒を御待受候半

ト申儀茂不被用又杵築城を被押出理を非中津之御洩ニなされ候

ヘ共是非なく候、此方者身ニ請たる敵ニ而候間、是

ハ立石五者一里之内外ニ付、是ハ先を可仕候間、左

様被心得候様ニ申候ヘハ、井上・野村申候ハ、我々

兩人者今日之跡勢ニ而候間、先手之時枝ニ申候様ニ

と申二付、先下ミ兵糧を仕ハセ候付、時枝手之先勢者、實相山之二之間之谷道ニ打向申候。今日、大友方之先手竹田津志摩入道一ト、此様を見候而狼烟を揚候ヘハ、義統之本陣立石村ニ茂狼烟を合せ申候康之ハ時枝平太夫ニ是ル者、我等先を可仕ト申候ヘハ、杵築ル是迄七里御先を仕、今少ニ成跡備ニ罷成候事思茂不寄由返答候付、康之立腹仕候様子を井上野村見請候而、双方之所存無余儀存候、只松井殿と時枝と馬を被並、先後なくニ御人出を被遣候様ニト中分を入申候ニ付、双方任其旨馬を進メ申候。康之、桑原才藏并家来坂本三郎左衛門ニ道を見候様ニト申聞候桑原才藏ハ在方之御役相勤  
居申候ニ付 本行之通ニ御座候。兩人ハ道筋ニ不構竊見村之中ニ入候ヘハ、乞食一人居申候ニ道を聞候處、いか程御人数ニ而候哉、此道空敷候ト申、一町計村はつれ迄案内仕、行方見ヘ不申候立看合儀相濟此者  
吟味仕候得共行御相知不申候。三郎左衛門馳歸、此道を案内仕、實相寺山ニ打上申候。時枝者山間之道を過、廣野ニ一組之人数を北向ニ備を立申候。大友者、本陣を被打出、時枝備ル弓手ニ見なし東向ニ備を立、暫、野中ニ折敷、杵

築勢實相寺山ニ打上り候を被見揚候。康之儀者、實相寺山ル大友之陣を下墨仕候。石垣原者、南下リニ壹里之野ト申候得共、長く相見ヘ、横者實相寺山。立石之間二十町茂可有之候。此野者、草短く繩を張たることく堅横十文字ニ荊藪生し、土地之高下有之石高之地ニ而御座候。然共、時枝者其野ニ備を堅め、互ニ弓鉄炮之迫合有之、足輕を見さき待跡を黒め申候。杵築勢之弓・鉄炮茂、時枝ニ負申聞敷ト皆野中ニ討出申候。此節、下津半左衛門者、夜討之鈍疵いまた平愈不仕候ニ付杵築ニ可残置旨申渡候得共、達而行申候ニ付心付昇を預、たとひ千萬之働仕候共、昇を離候ハ、切腹可申付ト申渡、杵築勢を打下し候ヘハ、半左衛門野中之躰を見、昇を山方下し候ニ付、待候様ニ兩度使を以申候得共、先之躰を覽不被成候哉、はや取結び鏑際ニ成申候、昇を是ニ待候ヘトハ不被心得ト申候。康之其旨承届、近藤弥十郎ニ申付、昇を下し候ハ、半左衛門を討捨候ヘト申渡候。此由半左衛門ニ申聞候ヘハ、不及是非元之通ニ打上、昇を立申候。其内ニ先手ハ次第ニ詰寄敵あひ一町之内



糸威之鎧ニ唐冠之冑を着、而頬仕候武者一騎駢參、  
康之を呼懸候得共、身を鎧候へハ見知不申候ニ付、  
供之者共、誰人ニ而候歟と聲々ニ問へハ、井上九郎  
右衛門と名乗、かゝるも引も大将之心得なり、不似  
合ふか入沙汰之限ニ候、急ぎ打入被申候へ、如水斯  
而是ニ着候半ト申捨、味方之陣ニ引入申候。康之、  
四郎右衛門ハ如何ト尋申候へハ、近藤弥十郎とく被  
引候由答候ニ付、不及是非實相寺山を自当に仕引申  
候。道ニ而左之向ニ人数相見へ候ニ付、坂本三郎右  
衛門ニ尋候へハ、中津勢ハ右ニ敗軍仕候間大友勢ニ  
而可有之由申候。何れ茂歩武者ニ而候へハ三郎右衛  
門申候通ニ而可有之と申候。是者宗像掃部・吉弘加  
兵衛等百五十計、康之初ニ残置申候實相寺山之昇を  
見懸、本陣ト存進寄申候。此者共トハ存知不申あい  
だ一町程隔實相寺山之麓ニ着仕候へハ、河喜多藤平  
御迎ニ參候ト申出迎候、又足輕之内ニ鉄炮を持来、  
向之敵ニ放懸可申ト二放打候而何茂敵を打倒候を、  
馬を駐見届、見事ニ打候由褒美仕、直ニ召連實相寺  
山ニ打上り候へハ、有吉四郎右衛門・魚住市正等之

宮津勢居候所ニ馬を寄せ、四郎右衛門ニ下立候様ニ  
申、自身茂馬ニ下、爰ケ所我黨所と誓言を立申候へ  
ハ、四郎右衛門茂尤と申候ニ、はや下津半左衛門馬  
を乗下し、則、下立、鎧を合、敵を突倒候得共、大  
勢引包候ニ付、馬ニ乘鎧を横へ輪を二三遍かけ透間  
を見合乗抜申候。退口ニ鎧を合申候ハ此事ニ而夜討  
之時之鎧ニ茂自慢仕候。康之ハ山八分目下候へハ吉  
弘・宗像手ニ鉄炮を雨能如く足本ニ放懸申候。魚住  
市正進出、康之、四郎右衛門ニ対し、御兩人ハ大将  
ニ而者無御座候哉、敵之望所ニ御陣を被居、雜人之  
矢先ニ御懸り候ハん事口惜候、某柄ニ立候ト先ニ立  
申候。杉崎作左衛門茂御楯ニ參候ト申矢而ニ寡り申  
候。康之茂、ケ程ニ者有之間敷と存候ハすと申、元  
之所ニ陣を居候へハ、山下を笹丸之黒しなへを指候  
武者一騎乗たて馳參敗北仕候、待四五人。其外歩之  
者、康之指物天突之を見付駢參候へハ味方之陣厚ク  
相成申候。其上、初ニ昇を建置候へハ、敵方者多人  
数ト心得、吉弘・宗像深入仕候得共、續候勢茂無之、  
前後を見合居候處、井上九郎右衛門・野村市右衛門

備之内ハ時枝手敗軍仕候を見、逃武者ニ逢様子を問候處、久野次左衛門馬を入討死仕候由申候。野田中市右衛門為ニ者小舅之續ニ付、是非一甲合戦仕候半ト人数を押し申候。康之陣取候山下ニ古畠之士手三中間計有之候、此陰二十四五騎駈參下立候へハ、吉弘宗像者能相手ト心得、間壱町程ハ急キ士手限ニ近付曳聲を揚、一烟蹴立突懸り申候。野村市右衛門組中之大勢一度ニ着、互ニ相戦、吉弘方勝軍ト見ヘ候處、又、井上九郎右衛門手ハ六七騎駈參古畠ニ乗上、各下立、横鎗ヲ入大友方被突立、吉弘加兵衛討死仕、宗像掃部深手を負申候。康之陣取之前ニ魚住市正組之御鉄炮并康之鉄炮茂一列ニ備、見下し候而敵を打立せ申候處、手負・討死多、大友方敗軍仕候。仲津勢劣れ候故、一町計追討四五人討取引入申候。午刻ハ西中刻迄懸引三度之軍ニ而御座候。康之茂陣を堅メ候へハ雨降出申候。夜ニ入、酉下刻、康之儀者、如水軒ハ之御使者岡田三四郎後田田監物 於有馬帳死対面仕候、其席ニ四郎右衛門・市正兩人茂参会仕候處、諸肌拔候武者一人刀を拔走参候。四郎右衛門見之刀を取立

あかり候へハ、田中清三薙刀之鞘をはつし康之ハ渡、何れ茂走出申候。清三ハ刀を拔、右之者ハ立向、名乗候へと申候得共、息はつミ後へさかり候。四郎右衛門切候半ト仕候へハ、跡下り之所ニ而、右之者ハささり候故、刀届兼相遠ニ相成申候。清三上手ハ走懸り名乗候へと責候へハ、弥藏と申候。四郎右衛門、何者そと問候へハ、康之薙刀持之由答候ニ付、康之携居候長刀ハ清三請取陣屋ニ入申候。然處、雨茂止如水軒御着陣。翌十四日ハ人数被分、大友を被押、首實檢御座候上、別府村之前之岸ニ盗首・平首を二段ニ被梟候。弥、義統を可被責殺旨候處、如水軒年寄母里太兵衛ハ、義統之妹ハ二付被頼之、如水軒之陣ニ降参ニ付、太兵衛ハ被預。同十五日、中津ハ被送候。

一 加藤家者追々、註進仕候趣ニ付、小西居城宇土を攻圍被居候を被卷解、御助勢可有之旨ニ而、先、日下部与助・井上大九郎ニ鉄炮五拾挺被差添、上下百五十人之着到ニ而、九月十五日立石ハ着陣仕候得共、義

統降參二付、直二肥後五罷掃申候。

宗像掃部大友方ニ立掃候様子共相尋候處、猶又書而

中川修理太夫殿者、初六大坂方ニ而御座候得共、関

昨日御報、具ニ令拜見候。扱々度々御手柄之儀  
不珍候へ共、無比類仕立ホトケ無是非次第候。

ヶ原之御一戦之御勝利を為被見合病氣之由ニ而人数

を出し不被申候、且又、田原紹忍・宗像掃部等茂彼

方五罷在、加藤家五誓詞を以一味之旨相達、杵築五

茂同意可仕旨申越置候處、大友義統下向ニ付、彼手

五相従出陣仕、剩、中川家之旗を茂立石合戦之節建

申候重畳之表裏者ニ而、中川家者十三日立石表大友

方敗軍ニ被驚候處、加藤家五使者を以段々御詰問有

之、修理太夫殿五茂以使者、加藤家五陳謝有之候。

此使者於小国主計頭殿五參合候得共、書狀茂御請取

無之、直ニ居城竹田を可被攻拔旨ニ候處、彼老臣内

牧ニ在城仕候加藤右馬允可重承之、先立石五加勢を

被仕可然由申ニ付、人質を被出候様ニと御申向候。

松井康之・有吉立行方五茂、同十四日書狀を以関東

五御一味之旨ニ而立石表之勝利を被賞、將又合戦之

様子を茂被相尋候ニ付、兩人五関東御味方ト御座候  
に、何とて人数ヲ茂不被出候哉、且又、田原紹忍・

一 拙子事、此節何とぞ存候へ共、度々如申数多大  
坂に候て在之候ニ付、一日くと打過無念至極  
生々無之為躰候半ニも昏にも難敷事共候。

一 田原紹忍・宗像掃部事、御不審尤候。右兩人之  
事、最前方々才覚共在之候由候間、拙者かた  
方人質出候へと申懸候へ共、色々理囉にて、今  
日の明日のと申候て相延候。折節吉統不日其地  
へ相被下候由候間、さしつめ人質候事まで取置  
候、然共當国之者はたへ上下共ニ見きりかた  
きと存、同ハ妻子・子共ニ被引越候へと申候へ  
ハ、此間不残差被越候間心安存候間、然ハ其後  
兩人方申越候ハ、吉統下国候事之久敷なしミに  
て候間、一夜婦ニ見廻度候。殊更如水公へ申談

子細候間、吉統へ参候て左様儀共をも入魂申度  
由候間、先此方へ被越候へ談合可申と申遣候へ  
ハ、返事ニも不及一夜婦ニ参罷婦候と被申置、  
濱冲<sup>（濱地）</sup>へ被参候様子口上申合候にて可申達候。

一 掃部・吉廣を始歴、被打果候由候間手間入申敷  
候、殊更上<sup>（上）</sup>刃<sup>（刃）</sup>天津各内府様へ一味被申由候、如

此候へハ、急度可為平均候御手柄中く御羨計

候、尚以而可申入候。恐惶謹言。

中修理

九月十六日

可成判

松 佐 様

有 四 郎 右 様

人々中

一 大友義統下向ニ付、去ル十日之夜、吉弘加兵衛等杵  
築城<sup>（五）</sup>夜討仕候得共、寄手及敗軍、立石之要害を被  
取堅候段、加藤家<sup>（五）</sup>之註進、同十四日熊本<sup>（五）</sup>着仕候

付、早速加藤家者為御加勢、翌十五日、熊本御出軍  
有之候。十三日立石表合戦之始末、同十四日未明、  
松井康之・有吉立行も加藤家<sup>（五）</sup>飛札を以注進仕候。

同日、如水軒も茂飛札を以御知せ候付、猶又、康之  
立行連名之注進状、同十六日未刻、小国ニ而御披見  
有之、同日如水軒<sup>（五）</sup>御返書之趣者、木付両人之衆大  
手柄之由、御出陣之競ゆへと存候、拙子茂一昨日松  
井方より之注進之趣ニ而驚、昨日阿蘇辺着陣、今日  
小国迄拙者参着候、先手之者共ハ是も二三里つゝ豊  
州塚ニ陣取候。明後者其許<sup>（五）</sup>着陣可仕卜之旨ニ而御  
座候。此節、康之・立行<sup>（五）</sup>之御返書

已上

従如水之為便宜御状拜見申候。

一 十三日ニ吉統陣所へ如水御取懸候処、其先勢よ  
り以前ニ被及一戦候由、如水も被仰越候、粉骨  
可申やう無之候、御注進を承かけに昨日熊本を  
罷立、今日、小国迄着陣候。先勢之者ハ是より



式三里さきに陣取候由候、存之外路次悪候て込  
合申候条、明日に者其陣へ参着候事ハ不可成候  
明後日者未明ニ其へ着陣可申候。如水可被仰談  
候条無心元事も無之候へとも、必御人数など毀  
候やうニ被仰付間敷候、はや参候間萬事可申談  
候。

一 九月十六日（加藤文へ）加藤家（長）大友降参ニ付、御出軍ニ  
及不申旨注進仕候飛札、豊後国玖珠郡引地村ニ而相  
違候。依之加藤家被納馬候。其節之御返書

以上

一 吉統事ハ不及是非、紹忍・掃部首を者、我々も  
のに討捕せ申度候、さりとてハ此中之表裏重々、  
之誓帛在之事不及是非候。御手前機遣ニ存聞か  
けに出陣候處、右之任命、先以令安堵候。参陣  
之節可申達候。

一 如水之衆手柄を被仕候由、何も御粉骨無申計候  
恐々謹言。

加主計

九月十六日

清正 御判

松井 佐渡殿

有吉四郎右衛門殿

昨日十六日、立石之御状、今未刻ニ（以班）くす郡之  
内（引地）ひきち村と申所ニて令拜見候、十四日に拜見  
申御進状ニ而、翌日罷立、是迄人数過半召連  
参候へ共、はや其元相濟候由承令満足候、尤其  
元へ参、如水へも、各へも可懸御目候へ共、我  
等も手前候事にて候間、急自是令帰国候。猶具  
以使者可申候。今度者御手柄共我等一人と大慶  
存候。互千萬障を明、中国辺にて可懸御目候。  
委曲伊豆守可申候。恐々謹言。

加主

九月十七日

清正 御判

松井 佐渡殿

有四郎右殿

御返報

一 大友義統者、防戦難被叶、如水軒之陣五降参二付、母里太兵衛五御預、同十五日中津五御送候○翌十六日立石之陣を被拂、松井康之儀茂、如水軒御同道申杵築五帰陣仕、同十八日、如水軒、熊谷内藏允居城安岐五被押寄候。康之儀茂一同二出陣仕、攻口を請取攻懸り申候。同十九日 三斎様五之言上案。

如水の人を御下候条、致言上候令啓上候 先度も雖申上候通路不自由候条重而申上候。

一 速見郡之義可相渡旨、輝元備前中納言殿・奉行

衆石治少・大形少（大分吉豊）太田美作を指下、松井かた

への書状共被越候者○首を可切由申候条○失手（大友）大伴二遣、当月八日晚、熊谷城・懸樋城之間へ

舟をつけ、其夜、木付之沖を通、高崎表二舟懸仕、九日ノ朝立石へあかり陣取申候事。

一 同十日之夜当郡庄ヤ共人質丈夫二相示、二かわ

二小やをかけさせ置申候処二、面々持口へ吉

者引入、町を焼申候を○取合煙下にて松井者鎗

を入人数多討捕、町ノ上の高ミへ追上、四郎右衛

門大筒にて放、其外○鉄炮ツき勝、又立石迄追

籠申候、兩人無非類働御座候。兩度之合戦ニ宗

像掃部・吉廣加兵衛、其外歴々八十余討取候条

可被責殺ニ相極候処、吉統丸腰ニて母多兵陣所

へ走入、いか条諸事たすけられ候様にと懇望ニ

付○中津へ送被遣候事。

二 府内之義、内右衛門、同心人質ニ出し相濟、人

数も被立申候事。

一 毛民太持分へハ、人数被遣、久須郡二両城御座

候はハはやうけ取申候。民太居城も留守衆人質

可出由候事。

一 竹伊豆母義、女房衆、同心右衛門二郎ぬすミ出

し、父子共如水と被相助候事。

田辺御堅固之由、日出度奉存候事。

一 去十六日、木付迄陣かへにて、昨日十八熊谷城

一 濃州表御手柄共之由珍重存候、御吉左右追々奉

被取巻候、城中も懇望申候、斯而相済可申候付

待候、此旨宜頼御披露奉存候。

右在陣仕致口もふんさい程請取申事。

九月十九日

康之

一 主計殿へ吉統下着候注進有之ニ付、先加勢とし

立行

て鉄炮五十丁百五十ノ着到にて被指越候内、去

十五日立石表へ着候 吉統中津へ被遣候日被着

米田助右衛門殿

候間、返し申候事。

加々山少右衛門殿

一 熊本へ、大伴下着之注進 十四日參着、十五日

裏二

被打立、久須郡迄御着陣之処へ、立石落居候注

忠興様への状之留

進有之ニ付御帰陣候事。

〔以下省略〕

一 如水之御事ハ不及申、主計殿御請入候段中く

なお、この後に松井勢の討取った首数、大友方の戦死

難申尽候、便宜次第御礼状様々被遊候て可被參

者名の記載があるが、主要部分一葉が欠落しているの

候。御両所御心付面ニなりてハ不被申尽候事。

で省略した。